

○地方公務員災害補償法第58条第2項関係事務

の取扱いについて

昭和56年12月25日地基審第45号
各支部長あて 理事長

第1次改正 昭和62年2月27日地基企第8号

第2次改正 平成2年10月1日地基企第20号

第3次改正 平成5年8月23日地基審第40号

第4次改正 平成7年8月1日地基審第45号

第5次改正 平成8年3月29日地基審第27号

第6次改正 平成13年3月21日地基訟第22号

第7次改正 平成18年3月31日地基訟第18号

標記について、下記のとおり定め、昭和56年11月1日以降発生した災害から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないようにされたい。

記

I 基本的事項

1 「補償を受けるべき者」及び「同一の事由」

法（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）をいう。以下同じ。）第58条第2項に規定する「補償を受けるべき者」及び「同一の事由」とは、「法第59条関係事務の取扱いについて」（昭和43年5月10日地基補第151号理事長通知）の記Iの3及び4に定めるところと同様とする。

2 免責による補償の支給調整の対象となる損害賠償額

補償を受けるべき者（以下「受給権者」という。）が、同一の事由により地方公共団体から受けた損害賠償額（判決、示談等で明示された額をい

うが、既に支給された補償の額に相当する額が差し引かれている場合にあつては、その額を差し引く前の額、被災職員に過失があつて過失相殺が行われているときは、過失相殺された後の額、受給権者が当該地方公共団体に対して有する損害賠償請求権の一部を放棄したときは、当該放棄に係る額に相当する額を控除する前の額をいうものとする。以下「損害賠償額」という。)のうち、補償の支給水準(約3分の2(別表第1参照)、ただし、療養補償については、補償の基準に見合う額、介護補償については介護補償に相当する額、葬祭補償についてはその全額)に相当する額(以下「調整対象損害賠償額」という。)を補償支給上の調整対象とする。

災害補償が、将来にわたり支給されることを前提として、これに上積みして支払われる和解金並びに損害賠償の性格をもたないほう賞金、賞じゅつ金、単なる見舞金等は調整対象としない。

また、受給権者が、当該地方公共団体に対して有する損害賠償請求権の全部を放棄したときは、免責関係は生じないが、その一部を放棄したときは、調整対象損害賠償額から当該放棄に係る額相当額を差し引き、残余があるときに限り当該残額に相当する額を調整対象とする。

なお、支部長は、受給権者が地方公共団体から損害賠償を受けるときは、損害賠償の額について、補償の事由と同一の事由ごとにその内訳を的確に把握するよう努めるものとする。(第4次改正・一部、第5次改正・一部)

3 免責による支給調整を行う補償の種類、受給権者の範囲及び期間

(1) 支給調整を行う補償の種類

法第25条の規定による各種の補償、法附則第5条の3の規定による障害補償年金前払一時金、法附則第6条の規定による遺族補償年金前払一時金及びこれらの補償に係る法第44条の規定による未支給の補償につい

て支給調整を行うものとし、福祉事業として支給するものについては、支給調整は行わない。（第4次改正・一部、第5次改正・一部）

(2) 支給調整を行う補償の受給権者の範囲

調整対象損害賠償額を受けた補償の受給権者について、支給調整を行うものとする。ただし、遺族補償年金の受給権者のうち、先順位の受給権者が失権した後の後順位の受給権者については、支給調整は行わない。

なお、遺族補償一時金のうち、法第36条第1項第2号の規定に該当して支給されるものについては、遺族補償年金の受給権者が失権したことによりその者に支給されるものに限り、支給調整を行うものとする。

（第2次改正・一部）

(3) 調整対象支給期間

補償の支給調整は、次のア、イのいずれか短い期間（以下「調整対象支給期間」という。）内で行うものとする。

ア 災害発生の日から起算して9年が経過するまでの期間（傷病補償年金については、同年金の支給事由の発生した月の翌月から起算して9年を経過するまでの期間、障害補償年金及び遺族補償年金（前払一時金を含む。）については、前払一時金最高限度額が支給されたとした場合に、当該年金の支給が停止されることとなる期間の終了する月から起算して9年を経過するまでの期間。）。

イ アの期間内に被災職員の年齢が別表第3に定める就労可能年齢（遺族補償年金については死亡被災職員の生存を仮定した場合の就労可能年齢とする。以下同じ。）を超えることとなるときは、その超えることとなる日の前日までの期間

なお、療養補償及び葬祭補償については、調整対象支給期間は設けない。

また、介護補償については、当該介護補償を支給すべき事由となった傷病補償年金又は障害補償年金の調整対象支給期間に準ずる。（第5次改正・一部）

II 免責による補償の支給調整の方法

1 療養補償

療養補償については、調整対象損害賠償額（既に支給された療養補償があるときは、当該療養補償の額に相当する額を差し引いた額）を限度として、その支給を行わない。

2 休業補償

調整対象支給期間内に行うべき休業補償（既に支給された休業補償を除く。）は、次の計算式によって算出した額を限度として、その支給を行わない。

$$\text{損害賠償額} \times \text{補償相当率} - \text{既支給休業補償相当額}$$

（注） 補償相当率は、別表第1による。以下同じ。

3 傷病補償年金

調整対象支給期間内に行うべき傷病補償年金（既に支給された傷病補償年金を除く。）は、次の計算式によって算出した額を限度として、その支給を行わない。

$$\text{損害賠償額} \times \text{補償相当率} - \text{既支給傷病補償年金相当額}$$

（注） 1 損害賠償額が、次の算式により算出された額を上回るときは、当該算出された額を上記計算式の損害賠償額とする。

平均給与額×365×労働能力喪失率×就労可能年数に応ずる係数

(注) 2 平均給与額は、法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額をいい、その額が地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定による総務大臣の定める額に満たない場合には当該総務大臣の定める額とする。以下同じ。(第1次改正・追加、第2次改正・一部、第6次改正・一部)

(注) 3 労働能力喪失率は、別表第2による。(第1次改正・1号線下)

(注) 4 就労可能年数に応ずる係数は、別表第3による。(第1次改正・1号線下)

4 障害補償年金及び障害補償年金前払一時金

調整対象支給期間内に行うべき障害補償年金(障害補償年金前払一時金を支給すべき場合にあつては、その場合に行うべき障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額の合計額(既に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金があるときは、これらの額の合計額を差し引いた額とする。))については、次の計算式によって算出した額を限度として、その支給を行わない。

損害賠償額×補償相当率－(既支給障害補償年金相当額＋既支給障害補償年金前払一時金相当額)

(第4次改正・一部)

(注) 損害賠償額については、前記3の(注)1～4を準用する。次の

5において同じ。（第1次改正・一部）

5 障害補償一時金

調整対象支給期間内に支給事由の生じた障害補償一時金については、次の計算式によって算出した額を限度として、その支給を行わない。

$$\text{損害賠償額} \times \text{補償相当率} - \text{既支給額相当額}$$

（注） 既支給額相当額とは、法第29条第9項の規定の適用を受ける場合であって、既に支給された障害補償年金及び当該年金に係る障害補償年金前払一時金があるとき、これら支給された年金及び前払一時金の額の合計額に相当する額をいうものとする。（第7次改正・一部）

5の2 介護補償

調整対象支給期間内に行うべき介護補償については調整対象損害賠償額（既に支給された介護補償があるときは、当該介護補償の額に相当する額を差し引いた額）を限度として、その支給を行わない。（第5次改正・追加）

6 遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金

調整対象支給期間内に行うべき遺族補償年金（遺族補償年金前払一時金を支給すべき場合にあつては、その場合に行うべき遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額の合計額（既に支給された遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金があるときは、これらの額の合計額を差し引いた額とする。））については、次の計算式によって算出した額を限度として、その支給を行わない。

損害賠償額×補償相当率－（既支給遺族補償年金相当額＋既支給遺族補償年金前払一時金相当額）

（注） 1 損害賠償額が、次の算式により算出された額を上回るときは、当該算出された額を上記算式の損害賠償額とする。

（平均給与額×365－死亡被災職員本人の生活費）×就労可能年数に応ずる係数×遺族たる受給権者の相続割合

（注） 2 死亡被災職員本人の生活費は、（平均給与額×365×35％）とする。ただし、判決、示談等において同本人の生活費が明らかであるときは、その額によることができる。

（注） 3 就労可能年数に応ずる係数は、別表第3による。

7 遺族補償一時金

調整対象支給期間内に支給事由の生じた遺族補償一時金については、次の計算式によって算出した額を限度として、その支給を行わない。

損害賠償額×補償相当率－既支給額相当額

（注） 1 I－3－(2)参照。

（注） 2 損害賠償額については、前記6の（注）1～3を準用する。

（注） 3 既支給額相当額とは、法第36条第1項第2号の規定に該当して遺族補償一時金を受けるときは、既に支給された遺族補償年金及び当該年金に係る前払一時金の額の合計額に相当する額をいう。

（第2次改正・一部）

8 葬祭補償

葬祭補償については、調整対象損害賠償額を限度として、その支給を行わない。

9 未支給の補償

死亡した補償の受給権者が受けていた補償の種類に応じ、1から8までの例により支給調整を行うものとする。

Ⅲ 年金たる補償の支給調整終了に伴う補償支給の開始

年金たる補償を行うべき場合において、調整対象支給期間の満了又はその期間内に支給調整すべき額が限度に達したことにより、支給調整が終了することとなった場合においては、その終了の日の翌月分（終了する日の月分として精算支給すべきものがあるときは、終了の日の属する月分）から、年金たる補償（精算支給すべき月分にあつては、当該精算額）の支給を開始する。

（注） 年金たる補償とは、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金をいうものとする。

Ⅳ 介護補償の支給調整終了に伴う補償支給の開始

Ⅲを準用する。（第5次改正・追加）

別表第1

| 補償の種類 | | 補償相当率 |
|--------|------------------|-------|
| 休業補償 | | 60 % |
| 傷病補償年金 | | 67 % |
| 障害補償 | (障害の等級) 第 1 級 | 67 % |
| | 2 | 67 |
| | 3 | 67 |
| | 4 | 64 |
| | 5 | 64 |
| | 6 | 64 |
| | 7 | 64 |
| | 8 | 58 |
| | 9 | 58 |
| | 10 | 58 |
| | 11 | 58 |
| | 12 | 58 |
| | 13 | 58 |
| | 14 | 58 |
| 遺族補償 | | 67 % |

(注) 法附則第8条の規定により、補償の額が調整される場合にあっては、この表の補償相当率に、当該調整後の補償の額を当該調整前の補償の額で除して得た数を乗じて得た率を補償相当率とする。

別表第2

| 補 償 の 種 類 | | 労働能力喪失率 |
|-------------|---------|---------|
| 傷 病 補 償 年 金 | | 100 % |
| 障 害 補 償 | (障害の等級) | |
| | 第 1 級 | 100 % |
| | 2 | 100 |
| | 3 | 100 |
| | 4 | 92 |
| | 5 | 79 |
| | 6 | 67 |
| | 7 | 56 |
| | 8 | 45 |
| | 9 | 35 |
| | 10 | 27 |
| | 11 | 20 |
| | 12 | 14 |
| | 13 | 9 |
| 14 | 5 | |

(注) 労働能力喪失率は、判決、示談等において、労働能力喪失率が明示されている場合は、当該明示された率によることができる。

別表第3 (第3次改正・全部)

| 年 齢 | 就労可 能年齢 | 就労可 能年数 | 係 数 | 年 齢 | 就労可 能年齢 | 就労可 能年数 | 係 数 |
|-----------------|-----------------|-----------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|
| 15 ^歳 | 67 ^歳 | 52 ^年 | 25.261 | 57 ^歳 | 68 ^歳 | 11 ^年 | 8.590 |
| 16 | 67 | 51 | 24.984 | 58 | 69 | 11 | 8.590 |
| 17 | 67 | 50 | 24.702 | 59 | 70 | 11 | 8.590 |
| 18 | 67 | 49 | 24.416 | 60 | 70 | 10 | 7.945 |
| 19 | 67 | 48 | 24.126 | 61 | 71 | 10 | 7.945 |
| 20 | 67 | 47 | 23.832 | 62 | 71 | 9 | 7.278 |
| 21 | 67 | 46 | 23.534 | 63 | 72 | 9 | 7.278 |
| 22 | 67 | 45 | 23.231 | 64 | 73 | 9 | 7.278 |
| 23 | 67 | 44 | 22.923 | 65 | 73 | 8 | 6.589 |
| 24 | 67 | 43 | 22.611 | 66 | 74 | 8 | 6.589 |
| 25 | 67 | 42 | 22.293 | 67 | 75 | 8 | 6.589 |
| 26 | 67 | 41 | 21.970 | 68 | 75 | 7 | 5.874 |
| 27 | 67 | 40 | 21.643 | 69 | 76 | 7 | 5.874 |
| 28 | 67 | 39 | 21.309 | 70 | 76 | 6 | 5.134 |
| 29 | 67 | 38 | 20.970 | 71 | 77 | 6 | 5.134 |
| 30 | 67 | 37 | 20.625 | 72 | 78 | 6 | 5.134 |
| 31 | 67 | 36 | 20.275 | 73 | 79 | 6 | 5.134 |
| 32 | 67 | 35 | 19.917 | 74 | 79 | 5 | 4.364 |
| 33 | 67 | 34 | 19.554 | 75 | 80 | 5 | 4.364 |
| 34 | 67 | 33 | 19.183 | 76 | 81 | 5 | 4.364 |
| 35 | 67 | 32 | 18.806 | 77 | 81 | 4 | 3.564 |
| 36 | 67 | 31 | 18.421 | 78 | 82 | 4 | 3.564 |
| 37 | 67 | 30 | 18.029 | 79 | 83 | 4 | 3.564 |
| 38 | 67 | 29 | 17.629 | 80 | 84 | 4 | 3.564 |
| 39 | 67 | 28 | 17.221 | 81 | 85 | 4 | 3.564 |
| 40 | 67 | 27 | 16.804 | 82 | 85 | 3 | 2.731 |
| 41 | 67 | 26 | 16.379 | 83 | 86 | 3 | 2.731 |
| 42 | 67 | 25 | 15.944 | 84 | 87 | 3 | 2.731 |
| 43 | 67 | 24 | 15.500 | 85 | 88 | 3 | 2.731 |
| 44 | 67 | 23 | 15.045 | 86 | 89 | 3 | 2.731 |
| 45 | 67 | 22 | 14.580 | 87 | 90 | 3 | 2.731 |
| 46 | 67 | 21 | 14.104 | 88 | 90 | 2 | 1.861 |
| 47 | 67 | 20 | 13.616 | 89 | 91 | 2 | 1.861 |
| 48 | 67 | 19 | 13.116 | 90 | 92 | 2 | 1.861 |
| 49 | 67 | 18 | 12.603 | 91 | 93 | 2 | 1.861 |
| 50 | 67 | 17 | 12.077 | 92 | 94 | 2 | 1.861 |
| 51 | 67 | 16 | 11.536 | 93 | 95 | 2 | 1.861 |
| 52 | 67 | 15 | 10.981 | 94 | 96 | 2 | 1.861 |
| 53 | 67 | 14 | 10.409 | 95 | 97 | 2 | 1.861 |
| 54 | 67 | 13 | 9.821 | 96 | 98 | 2 | 1.861 |
| 55 | 67 | 12 | 9.215 | 97 | (注)1の | | |
| 56 | 68 | 12 | 9.215 | 以上 | とおりの | 1 | 0.952 |

- (注) 1 97歳以上の年齢の者の就労可能年齢は、当該年齢に1年を加えた年齢とする。
- (注) 2 「就労可能年齢」は、被災職員の事故発生日における上表の年齢欄に掲げる年齢に応じ、同表の就労可能年齢欄に掲げる年齢とし、「就労可能年数」は、被災職員の被災当時の同表の年齢欄に掲げる年齢に応じ、同表の就労可能年数欄に掲げる年数とする。ただし、判決、示談等において、就労可能年数が明示されている場合は、当該明示された年数によることができる。
- (注) 3 上表の係数欄の数値は、法定利率による単利年金現価係数である。